請書（印刷製本）

令和　　年　　月　　日

　　発注者

　　　　　上尾市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　受注者　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

１　件名

２　場所

３　規格等　　　　　仕様書のとおり

４　数量　　　　　仕様書のとおり

５　履行期間　　　　　令和　　年　　月　　日から

　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日まで

６　契約金額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　　うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　　　　　　　　円

　上記の印刷製本を請け負うことについては、次の条項に従い履行します。

　（履行期間の遵守）

第１条　頭書の履行期間内に業務を完了します。

　（原稿の保管等）

第２条　指定された場所で印刷物の原稿を受領し、当該印刷物を納入するまでの間、紛失又はき損することなく保管します。

２　この契約の履行完了又は契約の解除に際して不用となった印刷物の原稿は、直ちに発注者に返還します。

　（特許権等の使用）

第３条　特許権その他第三者の権利の対象となっている作製方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負います。

　（契約の履行）

第４条　契約の履行については、全て発注者の監督に従います。

　（印刷物の引渡し）

第５条　印刷製本を完了したときは、書面により通知のうえ発注者の検査を受け、その検査に合格した印刷物を引き渡します。

２　前項に規定する印刷物の引き渡しの前に生じた損害は、市の故意又は重大な過失による場合を除き、すべてこれを負担します。

　（印刷物の使用）

第６条　発注者が印刷物を自由に使用し、又は使用するに当たり、その内容等を変更することについては、異議ありません。

　（印刷物の補正）

第７条　印刷物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合において、発注者が仕様書に基づき補正その他必要な措置をとることを請求したときは、遅滞なくこれに応じます。この場合においては、頭書の契約金額の増額又は履行期間の延長を請求しません。

　（履行期間の延長）

第８条　天候の不良その他その責めを負わない事由により、履行期間内に業務を完了することができないときは、その事由を明らかにして、その履行期間の延長を請求することがあります。

　（契約の解除）

第９条　次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除されても異議はありません。

（１）　その責めを負うべき事由により、履行期間内に業務を完了する見込みがないとき。

（２）　正当な理由がないのに、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。

（３）　第４条の規定に違反したとき。

（４）　前３号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によってこの契約目的を達成することができなくなったとき。